

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本免第398号
令和7年3月24日
宮城県警察本部長

原付講習実施要綱の改正について（通達）

原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習（以下「講習」という。）については、「原付講習実施要綱の改正について（通達）」（令和2年2月21日付け宮本運教第110号）により運用しているところであるが、原付講習実施要綱について、別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 講習の効率的な運用を図るため、講習の実施方法等について、所要の改正を行った。
- (2) 要綱の細目事項について交通部長が別に定めることとした。
- (3) 文言等の整理を行った。

2 施行期日

令和7年3月24日

別添

原付講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号の規定に基づき、原動機付自転車免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 講習の委託

講習は、宮城県公安委員会が施行規則第38条の3の規定に基づき講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める団体に対し講習の実施を委託して行うことができる。

第4 講習指導員の資格要件

講習指導員（以下「指導員」という。）は、人格及び識見ともに優れた者をもって充てるものとし、その他要件は交通部長が別に定める。

第5 講習の実施方法

講習は、次の点に留意して適切に実施するものとし、指導内容等の詳細は交通部長が別に定める。

1 利便性の確保

年間実施計画の策定、事前予約制の導入等により、講習が円滑に実施され受講者の利便性が確保されるよう配慮するものとする。

2 グループ編成

講習は1グループあたり受講者10人編成を基準とするが、より効果的かつ効率的に行う観点から、受講者数、運転技量等の実情に応じて、1グループあたりの編成人員を調整して行うことができる。

なお、講習の安全性を最優先として編成すること。

3 指導員の人数

指導員は1グループごとに1人以上の配置を必要とするほか、実施する講習ごとに次の表のとおり責任者等を配置し、効果的な講習を行うものとする。

なお、受講者が16人以上の場合は、安全性を考慮して適切な体制を確保すること。

受講者数	指 導 員 数		
	責任者	指導員	合 計
1 人-3 人	1 人		1 人
4 人-10人	1 人	1 人	2 人
11人-15人	1 人	2 人	3 人

4 聴覚障害者等に対する対応

聴覚障害者又は聴力に不安がある等講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処することができるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第6 原付講習終了証明書の交付等

- 1 講習を終了した者に対しては、原付講習終了証明書（別記様式第1号。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。
- 2 終了証明書を交付する際は、その都度、原付講習終了証明書交付台帳（別記様式第2号。以下「交付台帳」という。）に記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。
- 3 終了証明書の再交付は、原付講習終了証明書再交付申請書（別記様式第3号）により受理するものとし、交付台帳の内容を照合確認の上、再交付するものとする。この場合において、交付台帳の該当欄の右端余白には「再交付○年○月○日」と、終了証明書の左上余白には「再交付」と朱書きで記載するものとする。

第7 その他

1 講習効果の確認

講習の終了に際し、修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨するものとする。

なお、再度講習を実施する際には、前回の未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないものとする。

2 事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期すため、指導員は特段の配慮をするとともに、受講者には必ずヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させるものとする。

なお、講習中の事故に備え、傷害保険に加入させて実施するものとする。

3 天候不順時の対応

講習は、天候不順時にあっても実施するものとするが、降雪等の悪天候により、講習を安全に実施することが困難な場合は、改めて講習日を指定して受講させるものとする。

第8 細目事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は交通部長が定める。

第 号

原付講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印



別記様式第 2 号

原付講習終了証明書交付台帳

交付番号	交付月日	氏 名	生年月日	住 所	取扱者

注 1 交付日ごとに小計をとること。

2 交付番号は年間一連番号とし、実施場所ごとに冠頭記号を付すこと。

原付講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

氏 名 (生年月日)	年 月 日生
住 所	
再交付を申請する 理 由	
受講日・場所	年 月 日受講
備 考	